（参考様式１）

誓約書

　　年　　月　　日

大牟田市長　様

　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業（団体）名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　または屋号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、大牟田市グリーン成長事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）による補助金の利用により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を補助金の対象から排除していることを認識したうえで、要綱第１２条の規定（暴力団排除条項）について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、補助金交付の決定の取消し等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

１　要綱第１２条各号のいずれにも該当しません。

２　要綱第１２条第１号又は第２号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等を提出します。

〈大牟田市グリーン成長事業費補助金交付要綱抜粋（暴力団排除条項）

第１２条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。また、交付決定後に次の各号のいずれかに該当する場合は決定を取り消し、この取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の賠償の責を負わないものとする。

（１）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員に就任している法人等であるとき。

（２）暴力団員が実質的に運営している法人等であるとき。

（３）暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は、使用しているとき。

（４）契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結しているとき。

（５）暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているとき。

（６）暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。